「こども性暴力防止法」が
2026 年 12 月 25 日にスタートします。
＜実習生も「性犯罪前科の有無」の確認が求められる可能性があります＞

こども性暴力防止法の施行に伴い、2026 年 12 月 25 日以降、学校や保育所、児童福祉施設など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。**実習生についても、実習先から「性犯罪前科の有無」の確認が求められる可能性があります**ので、留意点をお知らせします。

【事業者に求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【実習生に関する留意点】

- 実習計画において、「こどもと一対一になることが実習上予定されている」、「実習期間が相当長期にわたる」など、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないことになります。

【本学社会福祉士等養成課程の対応】

① 「ソーシャルワーク実習Ⅰ」（「ボランティア活動体験学習」も含む）、「ソーシャルワーク実習Ⅱ」、「精神保健福祉援助実習」、「スクールソーシャルワーク実習」の各実習前に、参加希望者全員に対し、上記に係る「同意書」と「誓約書」の提出を求めます。

② 定められた期日までに「同意書」と「誓約書」の双方が提出されない場合は、履修する実習への参加や資格取得に、次のような影響が生じます。

- **「児童福祉分野」での実習には参加できません。**
- **「スクールソーシャルワーカー」の資格を取得することはできません。**
- **児童福祉分野以外の実習先であっても、児童と接する業務を行う施設での実習には参加できません。**

③ 提出された「誓約書」に虚偽事項が確認された場合は、当該実習への参加を中止する場合があります。

④ 「同意書」及び「誓約書」の個別の提出状況に係る情報は、こども性暴力防止法その他の法令に基づく場合を除き、第三者へ提供しません。

【参考】

制度の詳細についてはこちらをご確認ください。

こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

【問い合わせ先】
沖縄国際大学 学務課　社会福祉士等養成課程事務担当
TEL：098-893-8944　E-mail：1stchr@okiu.ac.jp